

平成 30 年度の国保事業費納付金等の算定について

平成 30 年度の納付金等の算定に当たっては、本年 9 月の試算結果及び各市町村からの意見を踏まえ、以下により進めることとする。

1 基礎的な算定方針について

(1) 保険料水準の統一について

今回の制度改革においては、保険料負担の平準化を将来的に目指していくことが目的の一つに掲げられているが、平成 27 年度の県内市町村の一人当たり医療給付費には約 1.7 倍の格差が生じている。保険料水準の統一を目指す場合には、納付金の算定において、こうした医療費水準を全く考慮しないこととなるが、その場合には、医療費水準が低い市町村の保険料負担が大きく増加するといった問題が生じる。

こうしたことから、当面は保険料水準の統一は困難と考えられるため、納付金の算定においては市町村ごとの医療費水準を全て反映する。

(2) 激変緩和措置について

平成 30 年度以降は、県全体で必要とされる納付金額を、被保険者数や所得水準、医療費水準等に応じて各市町村が負担することになるため、新制度移行の前後で比較すると、市町村ごとに負担額の増減が生じる。

こうした状況を緩和するためには、負担が大きく増加する市町村の納付金額を抑える必要があるが、その財源を確保するためには、緩和措置の対象とならない市町村の納付金額を増加させる必要がある。

また、新制度に円滑に移行していくためには、制度改革の影響による被保険者の保険料負担の増加を抑制することが重要であるが、納付金額の増加については、自然増を超える部分が制度改革に起因するものと考えられる。

こうした点を踏まえ、平成 30 年度における激変緩和措置としては、被保険者 1 人当たりの納付金額を平成 28 年度と比較し、増加率を医療給付費等の自然増までに抑えることとする。

(3) 納付金の算定における応益・応能の割合について

納付金の算定における応能分の割合については、本県の所得水準を示すものとして国が示す所得係数を用いる。

応益：応能割合＝1：1.2 程度（具体的数値は毎年国が示す）

2 納付金の算定に必要な係数等

(1) 医療費指数反映係数 α の設定

医療費指数反映係数 α は原則どおり 1 とする（1 (1) のとおり）。ただし、激変緩和の観点から、 α の設定に当たっては、当面、県内市町村における保険料（税）負担の急激な増加を抑制するために必要と認めるときは、異なる設定ができるものとする。（納付金等算定の都度 α の値を検討し、告示で定める。）

(2) 所得係数 β の設定

全国平均の被保険者 1 人当たりの所得額における本県の所得額の水準に応じた所得係数 β を原則とする（1 (3) のとおり）。ただし、激変緩和の観点から、 β の設定に当たっては、当面、県内市町村における保険料（税）の急激な増加を抑制するために必要と認めるときは、異なる β' を設定できるものとする。（納付金等算定の都度 β 又は β' の使用を検討し、告示で定める。）

※所得係数 β （平成 30 年度の納付金仮算定時に国が示した係数）

- ・医療給付費分…1.2300013542009
- ・後期高齢者支援金分…1.2051223198395
- ・介護納付金分…1.2251309673333

(3) 調整係数 γ の設定

α 及び β を用いて算定した各市町村の納付金基礎額の総額を、県全体の納付金算定基礎額に合わせるための調整係数 γ を設定する。（納付金等算定の都度、告示で定める。）

(4) 賦課限度額の設定

賦課限度額は、納付金及び市町村標準保険料率を算定する時点における政令基準を基本に設定する。

（平成 29 年度政令基準）

- ・医療給付費分…54 万円
- ・後期高齢者支援金分…19 万円
- ・介護納付金分…16 万円

(5) 納付金の配分を行う際の所得のシェアや人数のシェアの考え方

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、それぞれのシェアにおける配分指数を次のとおり設定する。

所得（応能）シェア		人数（応益）シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	100	0

3 標準保険料率の算定に必要な係数等

(1) 所得係数 β の設定

国から示された β を使用する。

(2) 標準保険料率の算定方式

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、3方式とする。

(3) 標準的な収納率の設定

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、市町村規模別を基本に、次の方法により設定する。

市町村規模別区分	設定方法
1万人未満	規模別区分ごとに算定した現年度分収納率（一般被保険者）の算定年度における直近過去3か年度分の平均収納率とする。ただし、10万人以上の区分は該当が1市のみのため、他の区分との整合を保つよう設定する。
1万人以上5万人未満	
5万人以上10万人未満	
10万人以上	

(4) 所得割指数、均等割指数、平等割指数の設定

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において、次のとおりとする。

所得（応能）シェア		人数（応益）シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30

4 激変緩和措置の実施に必要な係数等

(1) 医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの1人あたり納付金額の一定割合及び合算した額の一定割合

激変緩和措置の対象となる一定割合については、保険料区分ごとの自然増（※）とする。

合算した額の一定割合については、保険料区分ごとの一定割合（自然増）と平成30年度の1人あたり納付金額とを加重平均して算出する。

なお、下限割合の設定は行わない。

※ 自然増（平成28→30年度）

医療給付費分…過去5年間（平成23～28年度）の医療給付費の平均伸び率×2年分

後期高齢者支援金・介護納付金…平成28→30年度の「告示額－1人あたり公費等」の伸び率